

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月14日
【事業年度】	第6期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	フォースタートアップス株式会社
【英訳名】	for Startups, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 志水 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03(6893)0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03(6893)0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2023年1月20日付けの「過年度決算の訂正に関するお知らせ」で公表しました通り、人材データベース運営会社への手数料の支払について、支払漏れが生じているのではないかとの指摘を一部の運営会社より受け、運営会社との協議及び社内調査を実施いたしました。調査の結果、手数料の支払漏れが判明し、それに伴う売上原価、販売費及び一般管理費に関する会計処理の訂正が必要となることが判明いたしました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに四半期財務諸表で対象となる部分について訂正することにいたしました。

なお、訂正に際しては、過年度において重要性の観点から訂正を行っていなかった他の未修正事項の訂正も併せて行っております。

これらの決算訂正により、当社が2022年6月17日に提出いたしました第6期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正する必要性が生じたため、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表については、三優監査法人の監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第5 経理の状況

監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	-	-	-	-	2,348,687
経常利益 (千円)	-	-	-	-	492,376
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	382,574
包括利益 (千円)	-	-	-	-	372,055
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,485,544
総資産額 (千円)	-	-	-	-	2,569,038
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	373.43
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	110.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	105.05
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	51.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	34.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	23.91
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	605,502
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	168,161
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	237,470
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,717,761
従業員数 (人)	-	-	-	-	115
(ほか、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(24)

(注) 1. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
決算年月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月
売上高 (千円)	747,813	1,045,083	1,262,890	1,273,285	2,348,687
経常利益 (千円)	177,919	247,463	219,667	79,435	496,695
当期純利益 (千円)	114,972	174,737	155,827	38,417	379,079
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	15,000	15,000	178,192	210,492	224,331
発行済株式総数 (株)	4,890	4,890	3,137,000	3,411,200	3,528,800
純資産額 (千円)	148,457	323,198	805,411	908,095	1,316,586
総資産額 (千円)	333,531	576,612	1,130,624	1,457,822	2,395,273
1株当たり純資産額 (円)	50.37	109.93	256.53	266.11	372.44
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	39.19	59.56	52.91	11.59	109.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	45.91	10.65	104.09
自己資本比率 (%)	44.3	55.9	71.2	62.3	54.9
自己資本利益率 (%)	127.3	74.3	27.6	4.5	34.1
株価収益率 (倍)	-	-	28.54	123.75	24.13
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	117,104	258,708	209,827	28,482	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	64,138	43,857	48,952	13,974	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	661	116	313,725	212,090	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	126,782	341,749	816,350	1,042,949	-
従業員数 (人)	41	49	67	87	115
(ほか、平均臨時雇用者数)	(11)	(18)	(16)	(14)	(24)
株主総利回り (%)	-	-	-	95.0	175.2
(比較指標：東証マザーズ指数)	(-)	(-)	(-)	(194.0)	(127.4)
最高株価 (円)	-	-	2,272	2,173	6,610
最低株価 (円)	-	-	1,203	1,167	1,199

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2. 第2期から第3期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場株式であったため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

3. 第2期から第3期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 2020年3月13日付をもって東京証券取引所マザーズ（グロース市場 提出日現在）に株式を上場いたしましたので、第2期から第4期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
8. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズ（グロース市場 提出日現在）におけるものであります。なお、2020年3月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
9. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

2【沿革】

当社グループの前身は、株式会社ウィルグループの子会社である株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）において、2013年4月にスタートアップ企業に対する人材支援サービスの提供を目的としてネットジンザイバンク事業部を発足したことに始まります。その後、2016年9月に、業容拡大及び変化の早いスタートアップ企業に対して、より柔軟かつ機動的なサービス提供を行うために、同事業部を会社分割し、株式会社ネットジンザイバンクが設立されました。

当社グループ設立以降の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
2016年9月	スタートアップ企業に対する人材支援サービスの提供を目的として株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）のネットジンザイバンク事業部を会社分割し、分割会社を株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）（東京都中野区本町）として新設
2018年3月	フォースタートアップス株式会社に商号変更
2018年3月	業務拡張のため、本社を東京都港区六本木一丁目に移転
2018年4月	日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA）に入会
2018年5月	成長産業領域に特化した統一データベース「STARTUP DB」をリリース
2019年4月	オープンイノベーション（注）の促進を目的としたオープンイノベーションサービスを開始
2019年7月	Crunchbase, Inc.（米国）との業務提携を開始
2020年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年6月	一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）に入会
2020年8月	SMBCグループとの業務提携を開始
2021年1月	新経済連盟（新経連）に入会
2021年5月	投資事業を行う子会社フォースタートアップスキャピタル合同会社を設立
2021年7月	事業会社によるスタートアップ企業との取り組み加速を目的としたSTARTUP DB ENTERPRISEサービスを開始
2021年8月	フォースタートアップスキャピタル合同会社がフォースタートアップス1号投資事業有限責任組合を組成
2022年4月	東京証券取引所の市場区分再編に伴い、マザーズからグロース市場へ移行
2022年4月	業務拡張のため、本社を東京都港区六本木一丁目に移転（同ビル同フロア新区画）

（注）組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデア等の資源の流入を活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすこと

3【事業の内容】

当社グループは、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、挑戦者に対し、必要な支援を行う成長産業支援インフラとなることを目指しております。その為の足掛かりとして「タレントエージェンシー」及び「オープンイノベーション」の2つのサービスのほか、「タレントエージェンシー」とのシナジーを創出し、当社グループが定義する成長産業支援をより強固なものとするため、当連結会計年度より投資事業を開始しております。

なお、当連結会計年度より、投資事業開始に伴う社内管理体制の変更により、報告セグメントを従来の「成長産業支援事業」の単一セグメントから「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」と「ベンチャーキャピタル事業」の2区分に変更しております。

各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

1. タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業

(1) タレントエージェンシー

タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ・成長企業（以下、スタートアップ企業）向けに人材紹介を中心とした人材支援サービスを提供しており、具体的には、人材紹介、起業支援に区分されます。それぞれのサービス内容及び特徴は以下のとおりであります。

サービスの内容

人材紹介

スタートアップ企業に対して、主として雇用期間の定めのない候補者を紹介し、当該候補者がスタートアップ企業に入社した事実を企業等に確認した上で、入社日を基準に成功報酬としてのコンサルティングフィーを収受しております。

具体的な運営としては、当社グループのヒューマンキャピタリスト（注1）がスタートアップ企業から求人情報を獲得し、当該求人内容に合致する候補者を、主として株式会社ビズリーチ等が運営する他社の人材データベースを利用して発掘、ヘッドハンティングをしております。当社グループは、スタートアップ企業に人的資源を最適配置することを重視していることから、国内の人材紹介会社の多くが採用する登録型（注2）ではなく、求人ニーズに合致した人材を効率的に発掘できるハンティング型（注3）を採用しております。

また、成功報酬型以外にも、採用ニーズの高いクライアントの採用をより強力に支援する採用支援サービスも提供しております。

起業支援

当社グループは、我が国のスタートアップエコシステムの形成には、起業家数の増加が必要不可欠であると考えており、以下のような起業支援サービスを行っております。

・ベンチャーキャピタルと連携した起業家創出プログラム

ベンチャーキャピタルと提携し、起業家の創出を行っております。具体的には、当社グループが発掘した起業希望者を提携するベンチャーキャピタルに紹介し、当該ベンチャーキャピタルが相談や起業サポートを行っております。当社グループが紹介した起業希望者が実際に起業に至った場合には、当社グループはベンチャーキャピタルから成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行います。

・研究機関と連携した起業家創出プログラム

国内の研究機関（大学等）には、高い技術力をベースにした優れたアイデア・人材が多く存在しております。しかしながら、当該アイデアをビジネスとして実行できるケースは多くありません。我が国が誇る優れた技術を成長産業へ成長させるため、大学系ベンチャーキャピタルと連携して経営陣等の人材支援を行うこと等、起業サポートを行っております。当社グループが支援した経営陣等が実際に起業に至った場合には、当社グループは研究機関から成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行います。

サービスの特徴

特徴1：ベンチャーキャピタル・起業家等イノベーションに関わるプレイヤーとのネットワーク

イノベーションの創出源泉となる新たなテクノロジーは、移り変わりが激しく、その結果としてスタートアップ企業の人材ニーズも大きく変動します。スタートアップ企業に人的資源を最適配置するには、スタートアップ企業自体だけでなく、成長産業に対する広範かつ深い理解が重要である一方、情報のキャッチアップコストや候補者とのマッチングコストが高いという特徴があると考えております。当該領域で収益性の向上を図っていくためには、スタートアップ企業に関連した幅広い情報収集力や企業側候補者側双方をマッチングさせる仕組みが必要と考えております。

当社グループは、当該課題を解決するために、ベンチャーキャピタル（注４）や起業家（注５）、大手企業、政府、エコシステムビルダー等と密な連携を行う情報収集ネットワークを構築しております。

これは、未公開企業への投資活動を専門に行っているベンチャーキャピタルは、投資背景等のスタートアップ企業に関する客観的な情報を保有しており、起業家は企業の将来的な展望や起業背景等の内面的な情報を保有していることから、ベンチャーキャピタル及び起業家と緊密な連携を行うことで、スタートアップ企業に関する様々な情報のタイムリーなキャッチアップが可能と当社グループが判断していることに因ります。

具体的には、独立系大手のベンチャーキャピタルである株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズやインキュベイトファンド株式会社等の複数のベンチャーキャピタルと定期的に情報交換を実施するとともに、起業家との勉強会を定期的で開催することで、起業家と当社グループのヒューマンキャピタリストが直接連携できる仕組みを構築しております。当社グループは同一のヒューマンキャピタリストがクライアント企業及び候補者を担当する両面型の運営方式を採用しておりますので、当該仕組みによりキャッチアップされた情報を活用することで候補者への高い訴求力へとつながり、結果として採用難易度が高いスタートアップ経営幹部ポジション（CEO、CFO、事業責任者等の経営幹部層）の採用に結びついていると考えております。

特徴２：STARTUP DB（スタートアップデータベース）の活用

我が国のスタートアップマーケットの特徴として、スタートアップ企業に関する客観的な情報の不足があると考えております。当社グループは、こうした課題感から５年以上に渡ってスタートアップに関する客観的な情報を収集し、統一データベース「STARTUP DB（スタートアップデータベース）（注６）」として無料公開（一部有料）を行っております。

2022年４月末現在では、「STARTUP DB（スタートアップデータベース）」の掲載企業数は13,000社を超え、スタートアップ企業の事業内容のほか、役員情報や資金調達情報、登記簿情報から算出した評価額等を掲載しており、マスコミとも連携してスタートアップ企業に関する情報を積極的に発信しております。

社内においては当該公開情報に加え、上記特徴１にて収集した情報を基に、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当該数値化した情報を整理・序列化し、データベースとして蓄積しております。その上で、特に当社グループが成長性の高いと考えるスタートアップ企業（以下、有力スタートアップ企業）に対して優先的に人材紹介サービスを提供しております。これは、有力スタートアップ企業は調達資金額も多く、人材ニーズが高いことに加え、有力スタートアップ企業に人的資源を最適配置することが、結果的に次のユニコーン企業を生み出し、新サービスや成長産業の創出につながると当社グループが考えていることに因ります。社内のヒューマンキャピタリストは、当該データベースへタイムリーにアクセス可能であり、有力スタートアップ企業に優先的に候補者をマッチングできる環境を実現していると考えております。

（２）オープンイノベーション

オープンイノベーションサービスは、当社グループが運営するデータベース「STARTUP DB」を活用し、大手企業や官公庁・自治体とスタートアップ企業の連携を促進するサービスを提供しております。具体的には、資金調達支援、データベース課金、Public Affairs に区分されます。それぞれのサービスの内容は以下のとおりであります。

資金調達支援

資金調達支援は、資金調達ニーズのあるスタートアップ企業に、主に大手企業などの資金提供元を紹介し、その資金調達規模に応じた手数料を収受します。

データベース課金

データベース課金は、当社グループが運営するデータベース「STARTUP DB」のデータを法人向けに提供し、定額利用料金を収受するほか、顧客ニーズに応じたデータ販売により収入を得ます。

Public Affairs

Public Affairsは、産学官の連携を主体的に推進し、競争入札を通じてスタートアップ関連の調査事業等を受託することで収入を得ます。

２．ベンチャーキャピタル事業

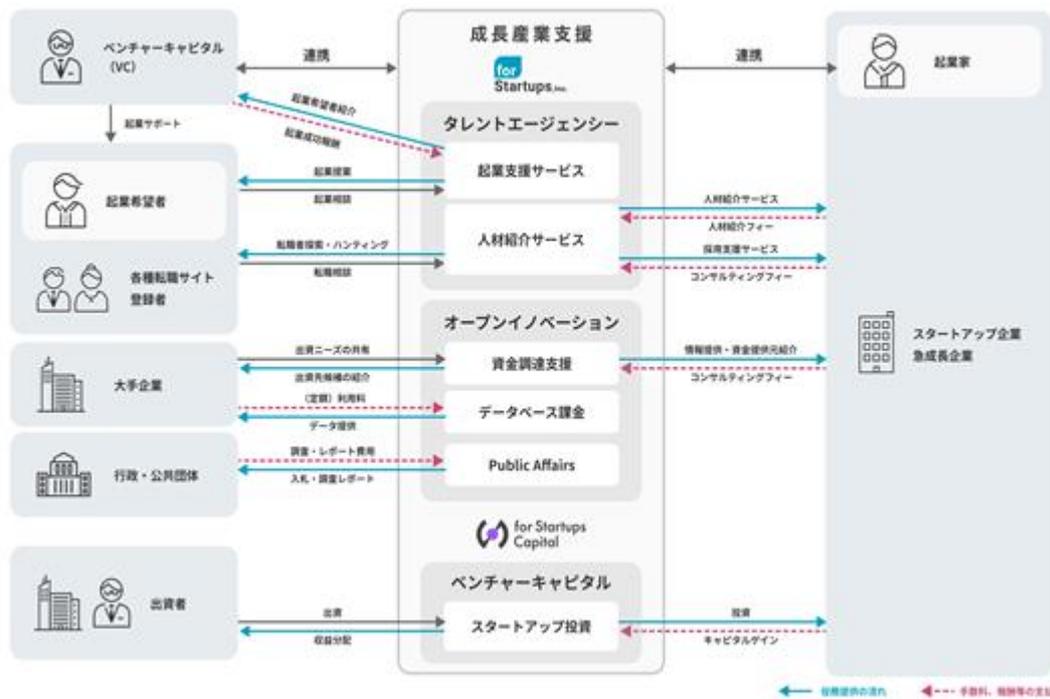
ベンチャーキャピタル事業は、「タレントエージェンシー」とのシナジーを創出し、当社グループが定義する成長産業支援をより強固なものとするため、タレントエージェンシーの注力支援先に対して投資を実行しております。

当連結会計年度においては2社に投資を実行しております。ただし、設立初年度であり、管理費用のみが発生しております。

[脚注、用語の説明]

1. ヒューマンキャピタリスト
 人材(ヒューマンキャピタル)を取り扱う当社グループのコンサルタント
2. 登録型
 求職者の登録媒体を設け、求職者を集めるビジネスモデル
3. ハンティング型
 求人情報に合致する人材に対し紹介会社側から接触を図るビジネスモデル
4. ベンチャーキャピタル
 成長性の高い未上場企業等に対して投資を行う投資会社
5. 起業家
 スタートアップ企業の創業者を含む経営陣
6. STARTUP DB (スタートアップデータベース)
 スタートアップ・ベンチャー企業のデータベースと、起業家・投資家の方々のインタビューコンテンツや業界・企業分析等の独自リサーチコンテンツを統合した当社グループの情報プラットフォーム

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ウィルグループ (注) 2	東京都中野区	2,163	国内WORK事業、海外WORK事業	被所有 54.6	当社の親会社 役員の兼任 2名
(連結子会社) フォースタートアップス キャピタル合同会社	東京都港区	0	ベンチャーキャピタル事業	所有 100	ベンチャーキャピ タル事業の遂行
フォースタートアップス 1号投資事業有限責任組 合 (注) 3、4、5	東京都港区	1,020	ベンチャーキャピタル事業	所有 19.6	ベンチャーキャピ タル事業の遂行

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 有価証券報告書を提出しております。
 3. 出資金総額は、コミットメント総額であります。
 4. 議決権の所有割合又は被所有割合には、当該投資事業有限責任組合に対する出資割合を記載しております。
 5. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業	90 (21)
ベンチャーキャピタル事業	0 (0)
全社(共通)	25 (3)
合計	115 (24)

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
115(24)	30.6	1.84	6,386

名称	従業員数(人)
タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業	90 (21)
全社(共通)	25 (3)
合計	115 (24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主にエンジニア及び管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員が当期中において、28名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、挑戦者に対し必要な支援を行う成長産業支援インフラとなることを目指しております。企業成長を支える原動力は「人材」と「資金」であり、イノベーションを担うスタートアップ企業の成長やスタートアップエコシステムの継続的な発展には、人材と資金の確保がなければ成り立たないことから、当社グループは、主に人材と資金の側面から成長企業を支援することで、成長スピードと成長確度を高め、社会に貢献してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な事業拡大と企業価値向上のため、経営の効率化を図るとともに、売上高及び営業利益を重要指標としてとらえ、各種経営課題への対応を図っております。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

・経営環境

近年、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、ブロックチェーン等、第4次産業革命と呼ばれるデジタル技術の発展を背景に、新産業が創出され、「GAFAM (Google Apple Facebook Amazon Microsoftの総称)」と呼ばれるような巨大新興企業が世界で台頭しております。また、米国・中国を中心に世界では新たな産業やユニコーン企業(注1)が続々と誕生しており、国際競争力の確保において新興企業は大変重要な存在となっております。

国際競争力において日本は、1990年代初頭には世界1位であったところ、直近の2021年では世界31位まで低下しております(注2)。国際競争力の低下には、様々な要因がありますが、一つの要因としてスタートアップエコシステム(注3)の構築が発展途上であることが挙げられます。グローバル化を勝ち抜く国際的な競争力を有した企業を生み出すには、如何にイノベーションを創出できるかが重要であり、イノベーションの創出にはスタートアップエコシステムの構築・発展が必要不可欠と当社グループは考えております。

我が国においても、政府の成長戦略において、産業競争力強化の観点からスタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化の重要性が提唱され、各種取組みが実行されています。そのような状況の中、2021年(暦年)における我が国のスタートアップ企業(注4)への投資額は過去最高値を記録したほか、ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度やファンドによる海外投資規制の緩和など、制度面の拡充についても積極的に図られています。加えて、政府よりスタートアップ企業の育成のための5か年計画の策定が発表されるだけでなく、経団連より「スタートアップ躍進ビジョン~10X10Xを目指して~」が提言されるなど、従来と比較して官民を挙げての支援の拡充が見込まれています。

当連結会計年度末現在における我が国のスタートアップ・成長企業を取り巻く環境は、マクロ環境の変化(国内外の地政学リスクや金融資本市場の変動)を受け、注視が必要な状態が続いております。

考えうるリスク要因としては、アセットオーナーのベンチャーキャピタルへの資金配分の減少、未上場企業の評価額低下によるスタートアップ企業側の調達額の規模の減少、並びにそれらに伴う人材採用活動の停滞が挙げられます。ただし、国内のベンチャーキャピタルは、過去のファンド組成状況からみて投資余力が存在すると考えられることから、投資者側の投資判断は厳格化するものの、成長性の高いスタートアップ企業へは引き続き積極的な投資が行われると考えております。当社グループは、スタートアップ・成長企業のうち、成長性の高い企業にフォーカスして支援を行っていることや、多少の需要減少は支援ポートフォリオの変更により対応が可能であることから、上記マクロ環境変化の影響は軽微と考えております。

・経営戦略

上記経営環境の中、当社グループは、既存のタレントエージェンシーをより一層強化していくほか、オープンイノベーションの拡大により大手企業や、官公庁・自治体などと協力体制を築いてまいります。加えて、タレントエージェンシーのクライアント等に対して資金支援を開始することで、スタートアップ企業の更なる成長を加速させ、「成長産業支援」のインフラとなることを目指してまいります。中期的な定量目標としては、主にタレントエージェンシーサービスにおいて、人材の採用及び育成の強化を図り、既存領域における支援人数の増加を図るだけでなく、中長期を見据え支援領域拡大への投資も実行することで、2025年3月期に連結売上高50億円を目指してまいります。

具体的な経営戦略については以下のとおりです。

成長産業支援インフラとしてのポジショニング確立

我が国のスタートアップ企業への投資は増加傾向にありますが、ベンチャーキャピタル投資額の対GDP比は0.03%（注5）と諸外国と比較して未だ小さく、人材がスタートアップ企業へ流入する潮流も未だ発展途上であることから、当社グループが属するマーケットは成長余地が大きいと認識しております。このような中、日本を代表するグローバル企業を生み出すためには、人材と資金を質・量ともに提供する企業の存在が不可欠であると考えております。

既存のタレントエージェンシーサービスのより一層の規模拡大により、人材支援企業としてのポジショニング確立を図ります。また、当連結会計年度から開始したベンチャーキャピタル事業を通じた資金支援企業としてのポジショニングの確立にも努め、今後の収益機会の拡大を目指してまいります。

持続的な競争優位の確保

当社グループは、事業運営を通じて、スタートアップ企業に関する定量・定性情報を蓄積しております。当該情報は、独自アルゴリズムを用いた「数値化されたスタートアップ企業情報」として可視化され、当社グループの競争優位の源泉となっております。スタートアップ業界は日々目まぐるしく変化していることから一般的に情報が陳腐化しやすく、参入障壁が低い人材紹介やコンサルティングビジネスにおいて、当該「数値化されたスタートアップ企業情報」は障壁として有効に機能するものと考えております。今後も、ベンチャーキャピタル・起業家等イノベーションに関わるプレイヤーとのより緊密な連携により、当該競争優位性の維持・確保に努めてまいります。

スタートアップエコシステムの形成による自律的成長サイクルの構築

スタートアップエコシステムの形成においては、起業家人材の創出、資金の供給、優秀人材の確保、大手企業や研究機関の協力、会計・法務・知財等の専門知識のサポート、起業文化の醸成、EXIT環境の整備等が必要と当社グループは考えております。当社グループは「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当社グループが成長性の高いと考えるスタートアップ企業（有力スタートアップ企業）を選定し、優先的に支援サービスを提供する仕組みを構築しております。これは、有力スタートアップ企業を優先的に支援することが、結果的に次のユニコーン企業を生み出し、新産業の創出につながると当社グループが考えていることに因ります。また、人材と資金の両側面から支援をすることで、更なる企業成長を促進し、その結果、新たな需要（人材・サービス）を生み出す、自律的な成長サイクルの構築を目指してまいります。

バリューを体現した人材採用及び育成

当社グループの最も重要な資産は「人」であり、企業成長には人材成長が欠かせないと認識しております。当社グループは、経営ビジョンである「for Startups」を実現するために、従業員の目指すべきバリュー（価値観）として、以下の3つを重視しております。

・「Startups First」

全ては日本の成長のために。スタートアップのために。

スタートアップス = 『進化の中心』にいることを選択する挑戦者達

・「Be a Talent」

スタートアップスの最たる友人であり、パートナーであり、自らも最たる挑戦者たれ。そして、自らの生き様を社会に発信せよ。

・「The Team」

成長産業支援という業は、Teamでしか成し得られない。仲間のプロデュースが、日本を、スタートアップスを熱くする。

当社グループは、当該バリューを体現した「強い個人」を一人でも多く輩出することが、組織成長に寄与すると考えていることから、従業員に対し、社内外において様々な成長機会の提供を行っております。今後も、社内外での様々な教育研修機会の提供を通じて、人材の採用・育成を強化してまいります。

コアコンピタンスを活用した事業領域の拡大

当社グループは、創業以来一貫してスタートアップ企業のサポートに特化した事業運営をしており、当該事業アセットを活用し、事業領域の拡大を図ってまいります。

・データベースを活かした収益機会の拡大

我が国のスタートアップマーケットに関する情報は網羅的に一元化されていないことが課題と当社グループは考えております。当社グループが運営する「STARTUP DB（スタートアップデータベース）」はスタートアップ企業に関するデータベースとして13,000社(2022年4月末現在)以上を収録しているほか、独自のアルゴリズムを背景に「数値化されたスタートアップ企業情報」を有しております。当社グループが有するタレントデータベースとスタートアップデータベースの双方を活かし、収益機会の拡大を図ってまいります。

・当社グループブランドの確立による収益機会の拡大

当社グループは、成長産業支援を事業目標としており、当社グループとスタートアップ企業、ベンチャーキャピタル、大企業、大学・研究機関、政府・自治体、メディア、専門組織等との連携を強めていくことで、スタートアップエコシステムの中心的存在になることを目指しております。成長産業支援の中核的企業としてのブランドを確立させ、収益機会の拡大を図ってまいります。

[脚注、用語の説明]

注1．ユニコーン企業

企業価値または時価総額10億ドル以上で、設立10年未満の未公開企業

2．出典：IMD World Competitiveness ranking 2021

(IMD：International Institute for Management Development)

3．スタートアップエコシステム

起業家・人材・投資家・大手企業・研究機関・起業風土等の社会的な環境が有機的に連携し、スタートアップ企業が自律的・持続的に創出される環境

4．スタートアップ企業

高い成長性を有し、社会にイノベーションをもたらす企業

5．出典：内閣官房成長戦略会議第8回（令和3年3月17日開催）配布資料「基礎資料」

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの対処すべき課題としては、既存事業の拡大、収益性の向上、内部管理体制の整備が重要であると認識しております。

優秀人材の確保

企業成長にとって最も重要な要素は「ヒト」であり、タレントエージェンシーサービスにおけるヒューマンキャピタリスト（営業担当者）のみならず、全社において優秀人材の確保が課題と考えております。積極的な採用活動（全社的な採用KPIの設定・採用部門の人員強化・採用関連費用の増加）により、人材確保に努めてまいります。

人材育成の強化

積極的な人材採用により急激な組織拡大が予測され、今まで以上に社員の育成やエンゲージメントの強化が必要になると認識しております。このため、組織の拡大に応じた人事制度を設計することや、教育制度等を拡充することにより、人材育成に努めてまいります。

タレントエージェンシーサービスにおける生産性の向上

タレントエージェンシーサービスの売上規模の拡大には、ヒューマンキャピタリストの増員のほか、一人当たりの生産性向上も必要であります。社員間のコミュニケーションの活性化や教育研修といった人材育成施策のほか、社内業務管理システムの機能強化や業務プロセスの改革による業務効率の改善を通じて、更なる生産性の向上に対応してまいります。

新規事業における売上高の拡大

当社グループは、主力サービスであるタレントエージェンシーを中心に堅調に成長している一方で、タレントエージェンシーの収益力への依存度が高い状態にあります。長期的な会社の発展及び成長産業の支援インフラ構築のためにも、既存サービスの周辺領域の開拓や新規事業への進出に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは、ビジネス上、個人情報や企業情報を含め、機密性の高い情報を有しております。定期的な社内教育の実施や管理体制の強化に取り組んでおりますが、内部統制の整備と実効性ある運用を通じて、組織の健全なる発展に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

市場環境について

当社グループは国内のスタートアップ企業向けまたはそれに関連したサービスを提供しており、潜在的に国内におけるスタートアップ企業の企業動向・求人需要等に影響を受けております。特に、当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーは、スタートアップ企業の求人ニーズに影響を受ける可能性があり、国内外の経済情勢や景気動向の悪化、地政学リスク、金融資本市場の変動の影響等により、スタートアップ企業数やスタートアップ企業に対する資金供給が著しく減少した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競争について

当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーは、「有料職業紹介事業」に該当しております。「有料職業紹介事業」は許可事業ではあるものの、参入障壁が低く各分野にて多数の同業他社が存在し、厚生労働省の調査によれば、有料職業紹介事業の民間職業紹介事業所数は継続的に増加傾向にあります。当社グループは、既存の人材紹介サービスの多くを占める総合人材紹介型や業界特化型、広告型とは異なり、スタートアップ・成長企業に特化したサービスを展開しておりますが、今後、同業他社が同様のサービスを展開し、競争が激化した場合等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

候補者の自己都合退職について

当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーでは、求人企業に候補者が入社後、一定期間内に自己都合退職した場合には成功報酬の一部を返金する契約を締結し、サービスを提供しております。当社グループは、クライアント企業との綿密な連携により、採用のミスマッチを防止する施策をとっておりますが、何らかの理由により、早期自己都合退職者が増加した場合には、収受した報酬の返金が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社ビズリーチとの関係について

当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーは、自社媒体を有して求職者を確保する登録型ではなく、他社が運営する媒体を利用して求職者を確保するハンティング型を採用しております。当連結会計年度末現在において、株式会社ビズリーチが運営する「ビズリーチ」経由での取引が高い比率を占めております（当連結会計年度における人材紹介売上高のうち、「ビズリーチ」経由での売上高は46.9%を占めております）。当社グループは、今後も同社との良好な関係を保ちつつ取引を行うことに加え、複数媒体の利用推進によるリスク低減を図っておりますが、将来的に同社との取引関係において変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーは、職業安定法に基づき、「有料職業紹介事業」として厚生労働大臣から許可を受けております。当該許可は5年毎の更新が必要なほか、職業安定法第32条の9に欠格事由が定められております。当連結会計年度末現在において、当社グループは欠格事由（法人であって、その役員のうち禁固以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの等に該当する者がある、届け出違反等）に該当しておりませんが、将来的に職業安定法第32条の9に定められた欠格事項等に該当した場合には、許可の取り消し、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループの許可番号及び許可期間は以下のとおりです。

許可番号	13-コ-307946
許可期間	2019年9月1日～2024年8月31日

個人情報保護について

当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーでは、多数の個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループは、個人情報の管理徹底を図るべく、「個人情報等管理規程」を制定するとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得し、プライバシーマークの運用規程に準拠し、社内教育の徹底を図っております。このような取り組みにもかかわらず、外部からの不正アクセスや、当社グループ役職員の故意または過失により個人情報が流出した場合には、当社グループへの損害賠償請求やブランド価値の毀損、社会的信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

人材確保及び育成について

当社グループ事業のさらなる拡大及び企業価値の継続的な向上のためには、人材の確保や人材育成が重要と認識しております。特にタレントエージェンシーにおいては人材の確保が必要不可欠であるとともに、期待通りの効果を発揮するまでに、一定の育成期間を要することがあります。当社グループは、全社を挙げて人材採用・育成に取り組んでおりますが、当社グループが求める人材が適時適切に確保されなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、企業価値を継続的に向上させていくためには適切な内部管理体制の構築が必要不可欠と判断しておりますが、当社グループは、設立からまだ間もなく、未だ発展途上にあると認識しております。内部統制システムの適切な整備・運用に努めておりますが、今後、事業の急激な拡大に応じた内部管理体制の整備・運用が行われなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存について

当社グループの代表取締役社長である志水雄一郎は、当社グループの前身である株式会社セントメディア（現株式会社ウィルオブ・ワーク）のネットジンザイバンク事業部において事業部長を務め、分社化以降も継続して代表取締役を務めております。同氏は、当社グループの経営方針やブランディングにおいて重要な役割を果たしております。当社グループは、同氏に過度に依存しないよう、人員体制や権限委譲等の経営組織の強化等を適切に図っておりますが、今後、何らかの理由により、同氏の業務執行が困難な状況となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 親会社に関するリスク

親会社が株主総会の決議事項に関する支配権または重大な影響力を有することについて

当連結会計年度末現在において、当社発行済株式総数のうち54.6%は株式会社ウィルグループが保有しております。従って、当社グループ取締役の選任・解任、合併その他組織再編の承認、重要な事業の譲渡、当社グループ定款の変更及び剰余金の配当等の基本的事項決定権または拒否権に関して、他株主の意向にかかわらず株式会社ウィルグループが影響を与える可能性があります。なお、当社グループが株式会社ウィルグループに対し事前承認を必要とする事項はなく、当社グループは独自に経営の意思決定を行っております。

役員の兼任について

当社グループの役員（取締役8名、監査役3名）のうち、大原茂氏は株式会社ウィルグループの代表取締役及びその主要な子会社の取締役を、澤田静華氏は株式会社ウィルグループ及びその主要な子会社の監査役を兼任しております。これは、当社グループの主力サービスであるタレントエージェンシーは、人材ビジネスであり、長年人材ビジネスを営んできた株式会社ウィルグループにおける両氏の経営・監査に係る知見を当社グループの経営体制強化に活かすことを目的としていることに因ります。

取引関係について

当連結会計年度末現在において、株式会社ウィルグループ及びその子会社との継続的な取引はなく、今後も実行する予定はありませんが、関連当事者との取引については、当該取引の経済合理性について社内規程に定められた承認を得ることとし、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

人材ビジネスにおける関係について

株式会社ウィルグループと当社グループは「人材ビジネス」という広義のビジネス領域では共通しますが、株式会社ウィルグループは派遣ビジネスを主要事業としており、有料職業紹介事業を行っている他のグループ会社は、製造業やセールスアシスタント等の業界・職種に特化したビジネスモデルで、当社グループのようにスタートアップ企業を対象にした有料職業紹介事業を営む会社はなく、競合関係はありません。しかし、今後、当社グループの経営方針及び事業展開を変更した場合、または、株式会社ウィルグループまたはその子会社が経営方針及び事業展開を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

訴訟について

当社グループは、当連結会計年度末現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの事業運営上、提供サービスの不備や個人情報・機密情報の漏洩、契約違反等により、訴訟を提起された場合には、当社グループブランドの毀損や社会的信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報システムについて

当社グループの事業運営上、情報ネットワークやコンピューターシステムを多岐にわたり利用しており、データベースはクラウド上に保存しております。災害・事故等によるネットワーク障害やサーバダウン等のシステム障害、第三者による不正アクセスが生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値希薄化について

当社グループは、当社グループ役職員に対して業績向上に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権方式によるストックオプションを付与しております。当連結会計年度末現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、182,200株であり、発行済株式総数に潜在株式数を加えた合計の3,711,000株の4.9%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合は、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社グループは、設立以降、配当実績がありません。株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大、収益力強化のための必要投資に充当し、企業価値を向上させることが当面の優先課題と考えております。現時点において、配当の実施及びその実施時期等については未定であります。将来的には、経営成績、財政状態及び内部留保とのバランス等を統合的に勘案しながら配当の実施を目指していく方針であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を適用しております。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は2,569,038千円となりました。その主な内訳は現金及び預金1,717,761千円、売掛金272,034千円、営業投資有価証券154,685千円、投資その他の資産262,904千円であります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は1,083,493千円となりました。その主な内訳は、未払金614,457千円、1年内返済予定の長期借入金116,664千円、未払法人税等81,530千円、未払消費税等68,980千円であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,485,544千円となりました。その主な内訳は、資本金224,331千円、資本剰余金224,331千円、利益剰余金869,354千円、非支配株主持分165,463千円であります。

経営成績の状況

（全般的概況）

我が国においては、政府の成長戦略において、産業競争力強化の観点からスタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化の重要性が提唱され、各種取り組みが実行されています。そのような状況の中、2021年（暦年）における我が国のスタートアップ企業への投資額は過去最高値を記録したほか、ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度やファンドによる海外投資規制の緩和など、制度面の拡充についても積極的に図られています。

また、直近においても、政府においてスタートアップ企業の育成のための5か年計画の策定が発表されるだけでなく、2022年3月15日に提言された経団連の「スタートアップ躍進ビジョン～10X10Xを目指して～」において、5年後までに起業数10倍、ユニコーン企業数100社・デカコーン企業2社以上が成長目標に据えられるなど、より一層スタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化に向けた取り組みが実行されつつあります。

項目ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

（売上高）

タレントエージェンシーサービス及びオープンイノベーションサービスが好調に推移し、当連結会計年度の売上高は2,348,687千円となりました。タレントエージェンシーサービスは、採用ニーズの強い企業や需要の高いポジションの支援強化、採用支援サービスの営業強化が功を奏しました。また、オープンイノベーションサービスは、「Public Affairs」やスタートアップ企業の資金調達を支援する「資金調達支援」等の営業を強化しました。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は474,067千円となりました。これは主にタレントエージェンシーサービスにおける求人媒体への支払手数料及びオープンイノベーションサービスにおける外注費です。結果として、売上総利益は1,874,619千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,386,095千円となりました。これは主に人件費及び地代家賃です。結果として、営業利益は488,524千円、経常利益は492,376千円となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、382,574千円となりました。

当社グループは、当連結会計年度より、投資事業開始に伴う社内管理体制の変更により、報告セグメントを従来の「成長産業支援事業」の単一セグメントから「タレントエージェンシー＆オープンイノベーション事業」と「ベンチャーキャピタル事業」の2区分に変更しております。

各セグメント及びサービス別の経営成績は下記のとおりであります。

(タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業)

・タレントエージェンシー

タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ・成長企業向けに人材紹介を中心とした人材支援サービスを提供しております。当連結会計年度においては、スタートアップ・成長企業の資金調達額の増加を背景とした人材需要の高まりにより、求人ニーズが高水準で推移するとともに、新規取引の引き合いも強い状況が継続しました。

このような中、採用ニーズの強い企業や経営幹部・エンジニアなどの需要の高いポジションの支援強化や採用ニーズの高いクライアントの採用をより強力に支援する採用支援サービスの営業強化が功を奏した結果、当連結会計年度における売上高は2,156,780千円となりました。

タレントエージェンシー全体の主要な業績評価指標は以下のとおりです。

期間	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
人材紹介取引数(人)	404	685
人材紹介平均単価(千円)	2,762	2,816

- (注) 1. 人材紹介取引数は、特定期間における人材紹介数であり、業務委託契約を除いております。
 紹介した候補者が入社後一定期間内(早期)に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、当該返金対象取引も取引数に含めております。
2. 人材紹介平均単価は、特定期間における売上計上対象となった経営管理上の人材紹介売上高(業務委託契約を除く成功報酬型のコンサルティングフィー)のみを上記の人材紹介取引数で除した数値です。
 紹介した候補者が入社後一定期間内(早期)に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した報酬の一定割合を契約に基づき返金しますが、上記の経営管理上の人材紹介売上高では当該返金額を控除せず、集計しております。
3. 成功報酬型以外のコンサルティングサービスは上表には含めておりません。

・オープンイノベーション

オープンイノベーションサービスは、当社グループが運営するデータベース「STARTUP DB」を活用し、大手企業や官公庁・自治体とスタートアップ企業の連携を促進するサービスを提供しております。新規事業創出や既存事業変革、既存オペレーションのDX化に対して優先度高く向き合う大手企業の予算は引き続き底堅く推移している中、「Public Affairs」やスタートアップ企業の資金調達を支援する「資金調達支援」等の営業強化により、当連結会計年度における売上高は191,907千円となりました。

(ベンチャーキャピタル事業)

当連結会計年度においては2社に投資を実行しております。ただし、設立初年度であり、管理費用のみが発生していることから、セグメント損失は4,318千円となりました。

なお、当セグメントには、子会社であるフォーススタートアップスキャピタル合同会社、及び同社を通じて新たに組成したフォーススタートアップス1号投資事業有限責任組合が含まれております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の期末残高は1,717,761千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は605,502千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益492,376千円を計上した一方で、営業投資有価証券の増加額154,685千円に加え、売上債権の増加額81,367千円、未払金の増加額233,419千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は168,161千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出48,508千円、敷金及び保証金の差入による支出97,554千円、投資有価証券の取得による支出30,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は237,470千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円、非支配株主からの払込みによる収入176,000千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入27,537千円に加え、長期借入金の返済による支出66,664千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。
 また、受注から役務提供完了までの期間が短いため、受注実績に関する記載は省略しております。
 当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比 (%)
タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業		
タレントエージェンシーサービス(千円)	2,156,780	-
オープンイノベーションサービス(千円)	191,907	-
小計(千円)	2,348,687	-
ベンチャーキャピタル事業(千円)	-	-
合計(千円)	2,348,687	-

- (注) 1. 主な相手別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
2. 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「成長産業支援事業」の単一セグメントから「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」と「ベンチャーキャピタル事業」の2区分に変更しているため、前年同期比の記載はしていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の状況に関する分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。また、経営成績等に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に含めて記載しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。なお、当社グループでは売上高及び営業利益を重要な指標としております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要は、人員規模拡大に伴う、人件費や採用費をはじめとする人材関連投資等が中心であります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金及び金融機関からの借入及び必要に応じてエクイティファイナンスによる資金調達を中心に考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

求職者向けプラットフォーム運営事業者との契約

当社グループは、求職者獲得のため、複数のプラットフォーム運営事業者のサービス利用約款に同意して各事業者のサービスを利用しており、そのうち主要な事業者との契約を記載しております。

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社ビズリーチ	日本	サービス利用約款	株式会社ビズリーチが運営するハイクラス人材データベース、各種サービスの利用に関する規約	2016年9月1日～ 2016年12月31日 (以降6か月契約)

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は127,465千円となりました。主な内容は、本社移転に伴う設備工事及び什器備品であります。重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」と「ベンチャーキャピタル事業」を行っておりますが、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	114,124	21,831	135,956	115(24)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は64,765千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,000,000
計	11,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月17日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,528,800	3,546,800	東京証券取引所 マザーズ (事業年度末現在) グロース (提出日現在)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。なお、単元株式 数は100株となっております。
計	3,528,800	3,546,800	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により、発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権	
決議年月日	2017年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 24(注)7
新株予約権の数(個)	179(149)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 107,400(89,400)(注)2(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234(注)3(注)6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	<p>1個を分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を()内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき599円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 当社使用人から取締役の就退任及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社使用人12名となっております。

第 2 回新株予約権	
決議年月日	2018年 6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 22(注)7
新株予約権の数(個)	14
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,400(注)2(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234(注)3(注)6
新株予約権の行使期間	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 237 資本組入額 119(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	<p>1個を分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る内容を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,935円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人10名となっております。

第3回新株予約権	
決議年月日	2019年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 15(注)7
新株予約権の数(個)	24
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,400(注)2 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)3 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 253 資本組入額 127(注)4 (注)6
新株予約権の行使の条件	<p>1個を分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る内容を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,340円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 当社使用人から取締役の就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社使用人5名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年2月7日
-------	-----------

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4（注）6
新株予約権の数（個）	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,435（注）3
新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2032年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,435 資本組入額 1,718（注）4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された売上高（ただし、投資事業から生じた売上高は除く。）が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 売上高が4,000百万円を超過した場合： 行使可能割合80%</p> <p>(b) 売上高が4,500百万円を超過した場合： 行使可能割合90%</p> <p>(c) 売上高が5,000百万円を超過した場合： 行使可能割合100%</p> <p>なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき1,700円で有償発行しております。

2．本新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 4 . に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6 . 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 4 名となっております。

第 5 回新株予約権	
決議年月日	2022年 2 月 7 日
付与対象者の区分及び人数（名）	コタエル信託株式会社 1（注）6
新株予約権の数（個）	42,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 42,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,435（注）3
新株予約権の行使期間	自 2025年 7 月 1 日 至 2032年 2 月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,435 資本組入額 1,718（注）4
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された売上高（ただし、投資事業から生じた売上高は除く。）が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 売上高が4,000百万円を超過した場合： 行使可能割合80%</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 売上高が4,500百万円を超過した場合： 行使可能割合90%</p> <p style="margin-left: 40px;">(c) 売上高が5,000百万円を超過した場合： 行使可能割合100%</p> <p>なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき17円で有償発行しております。
- 2．本新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

- 3．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- （1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- （2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5）新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4．に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年10月5日 (注)1	4,290	4,890	-	15,000	-	15,000
2019年11月5日 (注)2	2,929,110	2,934,000	-	15,000	-	15,000
2020年3月12日 (注)3	200,000	3,134,000	162,840	177,840	162,840	177,840
2020年3月13日～ 2020年3月31日 (注)4	3,000	3,137,000	352	178,192	352	178,192
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)4	274,200	3,411,200	32,300	210,492	32,300	210,492
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)5	117,600	3,528,800	13,838	224,331	13,838	224,331

- (注) 1. 株式分割(1:8.15)によるものであります。
 2. 株式分割(1:600)によるものであります。
 3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 1,770円
 引受価額 1,628.40円
 資本組入額 814.20円
 払込金総額 325,680千円
 4. 新株予約権の行使によるものであります。
 5. 2022年4月1日から5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,000株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ2,114千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	4	20	10	35	1	1,108	1,178	-
所有株式数 (単元)	-	1,427	1,136	19,289	4,250	5	9,147	35,254	3,400
所有株式数 の割合 (%)	-	4.05	3.22	54.71	12.06	0.01	25.95	100.00	-

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6)【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ウィルグループ	東京都中野区本町1丁目32番2号	1,925,400	54.56
志水 雄一郎	東京都港区	238,100	6.74
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	135,996	3.85
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	95,800	2.71
GOLDMANSACHS INTERNATIONAL	PLUMTREE COURT, 25 SHOELANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.	68,504	1.94
小原 健	東京都江東区	65,400	1.85
BNYMSA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS MLSCBRD	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM	43,977	1.24
清水 和彦	東京都目黒区	37,800	1.07
杉本 容啓	東京都板橋区	37,200	1.05
NOMURAPB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (C A S H P B)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	36,600	1.03
計	-	2,684,777	76.04

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,525,400	35,254	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,400	-	-
発行済株式総数	3,528,800	-	-
総株主の議決権	-	35,254	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	75	286
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	75	-	75	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以降、配当は実施しておりません。

配当実施時期や配当回数等につきましては現在のところ未定であります。今後につきましては、経営成績、財政状態、内部留保とのバランス等を総合的に勘案し検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、積極的な採用活動や人材関連への投資、システムの改修、ベンチャーキャピタル事業における投資等を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社グループは、剰余金の配当を行う場合は、毎年3月31日を基準日とする期末配当の年1回を基本方針としており、また、毎年9月30日を基準日とする中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

このほか、当社グループは剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループでは、世界で勝てる成長産業・成長企業を日本から生み出すために、「for Startups」という経営ビジョンを掲げております。この経営理念に基づいて、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の強化等のコーポレート・ガバナンスを重視しております。このため、株主総会、取締役会及び監査役会並びに経営会議等の各機関の運営を徹底するほか、内部統制システムの整備・運用を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

(親会社からの独立性の確保について)

当社の親会社である株式会社ウィルグループは、当社の議決権の54.6%を有する支配株主であります。当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、成長産業をより一層支援するために、当社自らが上場会社となり、より効率的かつ透明性のある経営システムを構築しております。

一方で、当社の親会社である株式会社ウィルグループは、上場子会社としての部分最適を認めながらも、グループ全体としての企業価値の最大化の観点から、当社株式の過半数を継続して所有する方針であると伺っております。

このような状況の中、本書提出日現在、取締役8名のうち親会社出身者の取締役を1名のみ選任しております。また、当社の営業取引において親会社等のグループ会社との取引はありませんが、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしており、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

以上により、一般株主の保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、当社は、現在の体制が適切であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ)企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、経営会議、監査役会を設置すると共に、内部監査担当者を選任しております。また、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治体制を採用しております。

・取締役会

取締役会は、代表取締役社長志水雄一郎を議長に、取締役8名(常務取締役兼タレントエージェンシー本部長恒田有希子、取締役兼コーポレート本部長菊池烈、取締役兼アクセラレーション本部長清水和彦、取締役大原茂、社外取締役齋藤太郎、社外取締役堀内雅生、社外取締役梅澤高明)で構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針、業務の意思決定のほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。また、当社では、経営陣による迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、原則として月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役会規程において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めております。

・監査役会

監査役会は、常勤社外監査役志磨純子を議長に、監査役3名(社外監査役秋元芳央、監査役澤田静華)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査役相互の情報共有を図っております。なお、各監査役は、取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務遂行を監督するとともに、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役会は、内部監査担当者や会計監査人とも連携し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

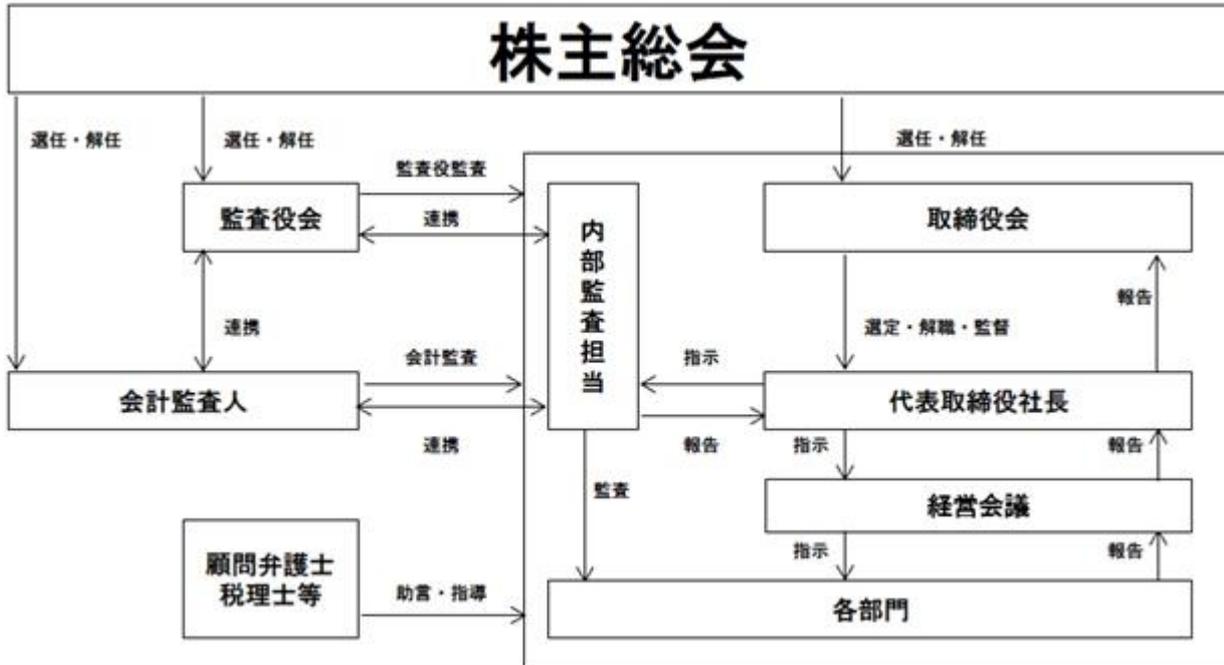
・経営会議

経営会議は、代表取締役社長を議長に、8名(常務取締役兼タレントエージェンシー本部長恒田有希子、取締役兼コーポレート本部長菊池烈、取締役兼アクセラレーション本部長清水和彦、常勤社外監査役志磨純子、執行役員3名)で構成されております。経営会議は原則として月1回以上開催しており、各部門の業務執行状況の報告、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する協議、決定を行っております。

・執行役員制度

当社は、戦略的意思決定・監督機能を取締役の役割とする一方、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで、双方の機能を強化することを狙いとして、執行役員制度を導入しており、3名の執行役員がその職務を担っています。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部監査体制の概要は以下のとおりです。



ロ) 上記体制を採用する理由

当社は、自社の規模を勘案し、迅速な意思決定及び効果的な内部牽制の両立を図るのに有効であると判断し、当該体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2018年9月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりであります。

イ) 内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の推進を図っております。
- ・コンプライアンス責任者である代表取締役社長を委員長とし、取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議しております。
- ・内部通報窓口を設け、当社役職員等が内部統制や法令に違反する問題を発見した場合に、迅速に当社のコンプライアンス所管部署に情報伝達する体制を構築・運用しております。
- ・内部監査担当者を選任し、業務の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から、内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言を行っております。
- ・インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止しております。
- ・重要事実に係る情報管理については、「適時開示規程」を定め、情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。
- ・コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報並びにコンプライアンスに関する情報等、取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に従って、文書または電磁的媒体に記録、保存または廃棄しております。
- ・取締役または監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存しております。

(c) 損失の危険の管理に関する体制

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、その他の会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針であります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督しております。また、取締役及び使用人は、決裁に関する基準等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行しております。
- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで、取締役の役割を戦略的意思決定・監督機能に注力させ、業務執行の効率性と業務執行の監督機能の強化を図っております。
- ・当社の取締役が意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、経営会議等の会議体を設置し、運用しております。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する方針であります。

(f) 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席しております。
- ・監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される体制となっております。
- ・監査役は、内部監査担当者よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査との連携を確保しております。また、監査役は、コンプライアンス委員会より内部通報制度の運用状況の定期報告を受けております。
- ・取締役及び使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、また懲戒その他の不利益処分の対象としないことを、社内規程に明示的に定め、教育・研修の機会を通じて周知徹底しております。

(g) 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査費用については、各監査役からの申請に基づき法令に則り当社が負担しております。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が負担しております。
- ・取締役は、監査役監査基準を理解するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行っております。
- ・監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を設けております。
- ・監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っております。

ロ)リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、経営会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点等を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針としております。

ハ)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

二)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

ホ)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任について、累積投票によらない旨定款に定めております。

ヘ)監査役の選任の決議要件

当社は、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ト)取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨定款に定めております。

チ)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ)取締役会決議事項とした株主総会決議事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法定に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(b) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができる環境を整備することを目的として、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(c) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧 男性 8名 女性 3名 (役員のうち女性の比率27%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	志水 雄一郎	1972年6月27日生	1996年4月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社 2012年10月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)入社 2013年4月 同社 ネットジンザイバンク事業部長 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)代表取締役社長(現任)	(注)3	238,100
常務取締役兼 タレント エージェンシー本部長	恒田 有希子	1984年11月2日生	2007年4月 株式会社サミーネットワークス入社 2013年8月 株式会社メタップス入社 2016年10月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)入社 2018年4月 当社執行役員 2019年1月 当社執行役員兼タレントエージェンシー本部長 2019年6月 当社取締役兼タレントエージェンシー本部長 2021年6月 当社常務取締役兼タレントエージェンシー本部長(現任)	(注)3	34,200
取締役兼 コーポレート本部長	菊池 烈	1987年5月10日生	2010年9月 有限責任監査法人トーマツ入所 2017年10月 公認会計士登録 2018年7月 当社監査役 2018年12月 当社執行役員兼コーポレート本部長 2019年6月 当社取締役兼コーポレート本部長(現任)	(注)3	-
取締役兼 アクセラレーション 本部長	清水 和彦	1982年6月16日生	2005年4月 株式会社グローリアス入社 2008年12月 株式会社RSS広告社(現 Unipos株式会社)入社 2012年3月 株式会社ウィルグループ入社 2014年10月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)入社 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)入社 2018年4月 当社執行役員 2019年1月 当社執行役員兼人事本部長 2019年6月 当社取締役兼人事本部長 2019年7月 当社取締役兼アクセラレーション本部長(現任) 2021年5月 フォースタートアップスキャピタル合同会社職務執行者(現任)	(注)3	37,800
取締役	大原 茂	1968年8月27日生	1991年4月 株式会社長谷工コーポレーション入社 1996年1月 シーガルコーポレーション創業 1999年1月 有限会社シーガルコーポレーション改組 代表取締役 2000年2月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)取締役 2006年3月 同社代表取締役 2014年6月 株式会社ウィルグループ取締役 2015年9月 株式会社クリエイティブバンク取締役 2016年6月 株式会社ウィルグループ代表取締役社長(現任) 株式会社ボーダーリンク取締役 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)取締役(現任) 2018年6月 C4株式会社(現 株式会社ウィルオブ・コンストラクション)代表取締役 2019年6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)取締役(現任) 2021年4月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	齋藤 太郎	1972年11月24日生	1995年4月 株式会社電通(現 株式会社電通グループ)入社 2005年5月 株式会社dof設立 取締役 2009年6月 同社代表取締役社長(現任) 2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP(現 株式会社CARTA HOLDINGS)社外取締役(現任) 2017年1月 株式会社CC設立 取締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 株式会社ZOZO社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	堀内 雅生	1969年11月13日生	1992年4月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社 1995年4月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社 1998年3月 株式会社サイバーエージェント社外監査役 2009年4月 株式会社USEN(現 株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS)内部統制室長 2010年5月 税理士登録 2010年12月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)取締役管理本部長 2017年7月 同社常勤監査役(現任) 2017年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 株式会社ランディックス社外監査役(現任) 2018年6月 株式会社ベイロール社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	200
取締役	梅澤 高明	1962年6月26日生	1986年4月 日産自動車株式会社入社 1995年9月 A.T.カーニー(米国入社) 2004年1月 同社パートナー昇格 2007年4月 同社日本代表 2012年1月 同社グローバル取締役 2014年1月 同社日本法人代表(現任) 2017年6月 クールジャパン機構社外取締役 2019年4月 CIC Japan会長(現任) 2019年6月 内閣府「知的財産戦略本部 本部員」(現任) 2021年10月 当社顧問 2021年11月 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光づくり検討委員会」座長(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	志磨 純子	1964年7月31日生	1987年4月 日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 1991年10月 大原簿記学校入社 1994年5月 Coopers&Lybrandロンドン事務所入所 2002年10月 明治監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入所 2010年3月 同法人代表社員 2016年4月 株式会社コロプラ入社 2018年12月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	秋元 芳央	1972年12月30日生	2000年4月 弁護士登録、あさひ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 2011年10月 グリー株式会社 入社 2014年10月 新樹法律事務所 パートナー 2018年1月 当社社外監査役(現任) 2018年2月 原口総合法律事務所パートナー 2018年7月 株式会社ギフティ社外監査役(現任) 2020年3月 株式会社ミラティブ社外監査役(現任) 2021年1月 英和法律事務所パートナー(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	澤田 静華	1971年2月11日生	1997年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2001年4月 公認会計士登録 2004年1月 澤田静華公認会計士事務所設立 所長(現任) 2006年7月 株式会社サンブリッジ監査役 2011年7月 税理士登録 2012年3月 株式会社クロス・マーケティング(現 株式会社クロス・マーケティンググループ)監査役 2012年12月 株式会社みんなのウエディング監査役 2016年6月 株式会社ウィルグループ社外監査役 2017年1月 同社常勤社外監査役(現任) 2017年6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)監査役(現任) 株式会社ボーダーリンク監査役(現任) 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)監査役(現任) 2018年6月 株式会社クリエイティブバンク監査役 2020年6月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役(現任)	(注) 4	-
計					310,300

- (注) 1. 取締役齋藤太郎、堀内雅生及び梅澤高明は、社外取締役であります。
2. 監査役志磨純子及び秋元芳央は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2022年6月17日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2019年11月5日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社及び親会社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。さらに、社外取締役のうち、東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たすとともに、過去10年以内に親会社の業務執行者でなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高い者を独立社外取締役として選任することとしております。当社は社外取締役の機能及び役割の重要性を認識しており、今後も社外取締役の増員に向けた検討と、さらなるコーポレート・ガバナンス強化に取り組んでまいります。

社外取締役である齋藤太郎は、企業経営者としての豊富な経験を有しているだけでなく、特にクリエイティブ領域において多様な知見を有しております。企業経営者としての豊富な経験、上場会社での取締役としての経験に加えて、当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役である堀内雅生は、管理部門における長年の業務経験及び上場会社での社外取締役及び監査役としての豊富な経験を有していることから、取締役の職務の執行の監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役である梅澤高明は、A.T.カーニー、CIC Japan、クールジャパン機構などにおいてトップマネジメントあるいは社外取締役としての経験を有していることに加え、官公庁の委員を務めるなど、産業全般に関する知見と指導経験を有していることから、当社グループが成長産業支援事業者として業容を拡大していくにあたり、ガバナンスと事業推進の両面からみても、当社グループの経営に適切な助言・監督を行っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。

社外監査役秋元芳央は弁護士として企業法務に関する専門的知見を、社外監査役志磨純子は監査法人勤務経験及び上場企業での内部監査勤務経験があり、監査役としての専門的知見を有しております。当該専門的知見を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するために社外監査役として選任しております。

なお、社外取締役堀内雅生は、当社株式を200株(保有割合0.00%)保有しております。この他に当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて、会計監査人及び内部監査担当者と連携を図り情報交換を行うことで、ガバナンスの強化、監査の効率性及び実効性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会の体制は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会は、年間14回開催され、監査役全員が14回出席しております。

監査役会は取締役会及びその他の会議への出席や、重要書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。また、常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会に出席し、重要書類を閲覧、必要に応じて随時、各取締役及び従業員へのヒアリングを実施しております。なお、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は適時に協議及び意見交換を行い、連携を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者3名が実施しております。内部監査担当者は、自己の属する部門を除く当社の各部門の監査を内部監査規程及び実施要領に基づいて行い、会社の業務運営が法令、定款、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているか否かについて定期的に監査しております。監査の結果については、代表取締役・取締役会・監査役会等に報告するとともに、指摘事項については改善状況に係るフォローアップ監査を実施してその改善状況の確認を行っております。

また、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて相互に情報交換・意見交換を行う等連携し、監査の質的向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

岩田 巨人

井形 敦昌

d. 監査業務に係る補助者の構成

補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制・独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上、三優監査法人が適任であると判断し、選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスク等を考慮し、総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	12,800	-
連結子会社	1,000	-
計	13,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査公認会計士より提示された監査計画に基づいた監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえで監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性、報酬見積りの算出根拠等を総合的に勘案した結果、特に問題ないものと判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等に関しては、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200百万円以内と決議されており、監査役については年額40百万円以内と決議されております。

各取締役の報酬額は、固定報酬及び非金銭報酬等により構成されており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役が、あらかじめ内規で定めた役職別のガイドラインをベースに、各取締役の職責や職務執行の状況、及び会社の業績や経済状況等を考慮し、決定しております。また、各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	78,002	77,760	-	242	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	12,600	12,600	-	-	4

(注) 1. 上記役員の員数については、無報酬の取締役1名、監査役1名を除いております。

2. 上記の非金銭報酬等の総額は、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体が主催する研修の受講や刊行物の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,717,761
売掛金	272,034
営業投資有価証券	154,685
前払費用	18,645
その他	4,171
流動資産合計	2,167,298
固定資産	
有形固定資産	
建物	115,122
減価償却累計額	997
建物(純額)	114,124
工具、器具及び備品	30,827
減価償却累計額	8,996
工具、器具及び備品(純額)	21,831
有形固定資産合計	135,956
無形固定資産	
ソフトウェア	2,756
その他	122
無形固定資産合計	2,879
投資その他の資産	
投資有価証券	56,063
繰延税金資産	53,684
敷金及び保証金	152,838
その他	316
投資その他の資産合計	262,904
固定資産合計	401,740
資産合計	2,569,038

(単位：千円)

当連結会計年度
 (2022年3月31日)

負債の部	
流動負債	
未払金	614,457
1年内返済予定の長期借入金	116,664
未払法人税等	81,530
未払消費税等	68,980
賞与引当金	58,338
その他	76,848
流動負債合計	1,016,819
固定負債	
長期借入金	66,674
固定負債合計	66,674
負債合計	1,083,493
純資産の部	
株主資本	
資本金	224,331
資本剰余金	224,331
利益剰余金	869,354
自己株式	286
株主資本合計	1,317,730
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	18
その他の包括利益累計額合計	18
新株予約権	2,332
非支配株主持分	165,463
純資産合計	1,485,544
負債純資産合計	2,569,038

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	2,348,687
売上原価	474,067
売上総利益	1,874,619
販売費及び一般管理費	1,386,095
営業利益	488,524
営業外収益	
受取利息	11
投資事業組合運用益	3,031
その他	1,536
営業外収益合計	4,578
営業外費用	
支払利息	626
その他	99
営業外費用合計	726
経常利益	492,376
税金等調整前当期純利益	492,376
法人税、住民税及び事業税	149,688
法人税等調整額	29,349
法人税等合計	120,339
当期純利益	372,037
非支配株主に帰属する当期純損失()	10,536
親会社株主に帰属する当期純利益	382,574

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	372,037
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	18
その他の包括利益合計	18
包括利益	372,055
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	382,592
非支配株主に係る包括利益	10,536

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	210,492	210,492	486,780	-	907,765
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）	13,838	13,838			27,677
親会社株主に帰属する 当期純利益			382,574		382,574
自己株式の取得				286	286
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	13,838	13,838	382,574	286	409,964
当期末残高	224,331	224,331	869,354	286	1,317,730

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	-	330	-	908,095
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）					27,677
親会社株主に帰属する 当期純利益					382,574
自己株式の取得					286
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	18	2,002	165,463	167,484
当期変動額合計	18	18	2,002	165,463	577,449
当期末残高	18	18	2,332	165,463	1,485,544

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	492,376
減価償却費	32,845
株式報酬費用	1,258
賞与引当金の増減額(は減少)	12,032
受取利息	11
支払利息	626
投資事業組合運用損益(は益)	3,031
売上債権の増減額(は増加)	81,367
営業投資有価証券の増減額(は増加)	154,685
未払金の増減額(は減少)	233,419
未払消費税等の増減額(は減少)	54,053
その他	39,403
小計	626,919
利息の受取額	11
利息の支払額	675
法人税等の支払額	20,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	605,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	48,508
投資有価証券の取得による支出	30,000
敷金及び保証金の差入による支出	97,554
投資事業組合からの分配による収入	7,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	168,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	66,664
新株予約権の行使による株式の発行による収入	27,537
新株予約権の発行による収入	884
自己株式の取得による支出	286
非支配株主からの払込みによる収入	176,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	237,470
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	674,812
現金及び現金同等物の期首残高	1,042,949
現金及び現金同等物の期末残高	1,717,761

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 フォースタートアップスカピタル合同会社
フォースタートアップス1号投資事業有限責任組合

当連結会計年度から重要性が増したフォースタートアップスカピタル合同会社、及び同社を通じて新たに組成したフォースタートアップス1号投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社2社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)
市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物 定額法
工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年
工具、器具及び備品 4年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業

タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業においては、主に求人企業に対して候補者を紹介する人材紹介サービスを提供しており、候補者が当該企業に入社した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約において、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、顧客から収受した対価の一定割合を返金することとしており、顧客と約束した対価には変動対価が含まれます。顧客への返金が見込まれる額については、過去一定期間における返金実績率等に基づく期待値法により見積もっており、当該返金見込額は収益を認識せず、返金負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券の評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当社グループは、当連結会計年度よりスタートアップ企業への投資事業を行っており、連結貸借対照表において営業投資有価証券154,685千円を計上しており、これらは全て市場価格のない株式であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券は、投資先の超過収益力を反映して、1株当たりの純資産価額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得しております。

当該営業投資有価証券の評価にあたっては、投資先における財政状態の悪化や超過収益力の毀損等により、超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比べて著しく低下したときに、減損処理を実施することとしております。

投資先の超過収益力の毀損の有無を判断するにあたっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して判断しております。

しかし、市場環境の変化等により投資時に見込んでいた超過収益力が毀損した場合、翌連結会計年度において、減損処理を実施する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来、流動負債に計上していた「紹介収入返金引当金」については、返金負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、当社グループの事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微との仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、将来において当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、(金融商品関係)注記において、金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	90,360千円
給料及び手当	591,546
法定福利費	112,856
賞与引当金繰入額	58,338
地代家賃	114,542
減価償却費	32,845

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	26千円
組替調整額	-
税効果調整前	26
税効果額	7
その他有価証券評価差額金	18
その他の包括利益合計	18

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,411,200	117,600	-	3,528,800
合計	3,411,200	117,600	-	3,528,800
自己株式				
普通株式	-	75	-	75
合計	-	75	-	75

(注) 1. 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての第1回新株予 約権	-	-	-	-	-	107
	ストック・オプション としての第2回新株予 約権	-	-	-	-	-	27
	ストック・オプション としての第3回新株予 約権	-	-	-	-	-	56
	ストック・オプション としての第4回新株予 約権	-	-	-	-	-	412
	ストック・オプション としての第5回新株予 約権	-	-	-	-	-	1,730
合計		-	-	-	-	-	2,332

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	1,717,761千円
現金及び現金同等物	1,717,761

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は自己資金及び銀行借入で賄っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、当社グループが管理・運営する投資事業組合が有する未上場株式であります。未上場企業は、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすく、期待されたキャピタルゲインが実現しない、投資資金を回収できないリスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との連携強化に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年内の支払期日であります。

借入金については、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は決算日から2年後です。なお、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性のリスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注)(1)を参照ください)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	152,838	97,697	55,141
資産計	152,838	97,697	55,141
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	183,338	183,099	238
負債計	183,338	183,099	238

(注)(1)市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(営業投資有価証券)	154,685
組合出資金(投資有価証券)	56,063

(2)借入金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内
長期借入金	116,664	66,674

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの

レベル2の時価：資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプット

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金	-	97,697	-	97,697
長期借入金 (2) (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	-	183,099	-	183,099

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

営業投資有価証券（連結貸借対照表計上額 154,685千円）及び組合出資金（連結貸借対照表計上額 56,063千円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	1,258

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	884

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 24名	当社使用人 22名	当社使用人 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 662,400株	普通株式 36,000株	普通株式 25,200株
付与日	2017年10月18日	2018年7月17日	2019年4月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	受託者 コタエル信託株式会社 (注2)
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 10,000株	普通株式 42,000株
付与日	2022年2月28日	2022年2月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年7月1日 至 2032年2月27日	自 2025年7月1日 至 2032年2月27日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

(注)2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	215,400	16,800	15,600
権利確定	-	-	-
権利行使	108,000	8,400	1,200
失効	-	-	-
未行使残	107,400	8,400	14,400

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	10,000	42,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	10,000	42,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	234	234	250	3,435	3,435
行使時平均株価（円）	2,052	2,307	2,173	-	-
付与日における 公正な評価単価（円）	-	-	-	985	985

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回、第2回及び第3回ストック・オプションの付与時において、当社株式は非上場であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を基礎として決定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(2) 当連結会計年度において付与された第4回及び第5回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル
 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	53.11%
予想残存期間 (注) 2	6.67年
予想配当額 (注) 3	0円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.06%

(注) 1. 上場してから2年経過していないことから、当社と類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近1年間の配当実績に基づく配当額によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の行使数のみを反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 313,812千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 216,080千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	17,863千円
未払事業税	11,075
未払金	8,377
未払費用	4,083
一括償却資産	2,891
投資有価証券評価損	6,821
その他	9,494
繰延税金資産小計	60,607
評価性引当額	6,915
繰延税金資産合計	53,692
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7
繰延税金負債合計	7
繰延税金資産の純額	53,684

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.4
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	0.5
税額控除	7.1
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社等オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		当連結会計年度
タレントエージェンシー& オープンイノベーション事 業	タレントエージェンシーサービス	2,156,780
	オープンイノベーションサービス	191,907
	計	2,348,687
ベンチャーキャピタル事業		-
顧客との契約から生じる収益		2,348,687
その他の収益		-
外部顧客への売上高		2,348,687

2.収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
契約負債(期首残高)	1,049
契約負債(期末残高)	12,618

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループのうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはサービスの性質により分類されたセグメントから構成されており、「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」及び「ベンチャーキャピタル事業」の2つを報告セグメントとしています。

「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」は2つのサービスで構成されております。タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ・成長企業向けに人材紹介を中心とした人材支援サービスを提供し、オープンイノベーションサービスは、大手企業や官公庁・自治体とスタートアップ企業の連携を促進するサービスを提供しております。「ベンチャーキャピタル事業」は当社グループが定義する成長産業支援をより強固なものとするため、スタートアップ・成長企業への投資を行っております。

なお、当連結会計年度より、投資事業開始に伴う社内管理体制の変更により、報告セグメントを従来の「成長産業支援事業」の単一セグメントから「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」と「ベンチャーキャピタル事業」の2区分に変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの損益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	タレントエージェンシー& オープンイノベーション事業	ベンチャー キャピタル事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	2,348,687	-	2,348,687	2,348,687
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	2,348,687	-	2,348,687	2,348,687
セグメント利益又は損失()	492,843	4,318	488,524	488,524
セグメント資産	2,195,173	373,864	2,569,038	2,569,038
その他の項目				
減価償却費	32,845	-	32,845	32,845
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	131,765	-	131,765	131,765

【関連情報】

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	タレントエージェンシー サービス	オープンイノベーション サービス	合計
外部顧客への売上高	2,156,780	191,907	2,348,687

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報
株式会社ウィルグループ（東京証券取引所に上場）

 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	373.43円
1 株当たり当期純利益	110.68円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	105.05円

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,485,544
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	167,796
(うち新株予約権 (千円))	(2,332)
(うち非支配株主持分 (千円))	(165,463)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,317,748
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,528,725

2 . 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	382,574
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	382,574
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,456,651
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	185,278
(うち新株予約権 (株))	(185,278)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第 4 回新株予約権 新株予約権の数 100個 普通株式 10,000株 第 5 回新株予約権 新株予約権の数 42,000個 普通株式 42,000株

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	66,664	116,664	0.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	83,338	66,674	0.5	2023年6月～ 2024年3月
合計	150,002	183,338	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)
長期借入金	66,674

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	1,094,727	1,632,077	2,348,687
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	-	252,361	356,172	492,376
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	-	174,247	250,932	382,574
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	50.92	73.06	110.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	28.37	22.16	37.36

(注) 第2四半期より四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期については記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,042,949	1,498,582
売掛金	190,667	272,034
前払費用	16,308	18,645
その他	59,778	4,171
流動資産合計	1,309,704	1,793,433
固定資産		
有形固定資産		
建物	27,173	114,124
工具、器具及び備品	7,633	21,831
有形固定資産合計	34,806	135,956
無形固定資産		
ソフトウェア	4,931	2,756
その他	177	122
無形固定資産合計	5,108	2,879
投資その他の資産		
投資有価証券	31,003	56,063
その他の関係会社有価証券	-	200,100
繰延税金資産	24,342	53,684
敷金及び保証金	52,439	152,838
その他	416	316
投資その他の資産合計	108,202	463,004
固定資産合計	148,118	601,840
資産合計	1,457,822	2,395,273

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	297,350	613,346
1年内返済予定の長期借入金	66,664	116,664
未払費用	15,708	32,444
未払法人税等	-	78,807
未払消費税等	15,356	68,089
前受金	1,049	12,618
預り金	17,426	19,089
賞与引当金	46,306	58,338
紹介収入返金引当金	6,526	-
その他	-	12,615
流動負債合計	466,388	1,012,013
固定負債		
長期借入金	83,338	66,674
固定負債合計	83,338	66,674
負債合計	549,726	1,078,687
純資産の部		
株主資本		
資本金	210,492	224,331
資本剰余金		
資本準備金	210,492	224,331
資本剰余金合計	210,492	224,331
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	486,780	865,859
利益剰余金合計	486,780	865,859
自己株式	-	286
株主資本合計	907,765	1,314,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	18
評価・換算差額等合計	-	18
新株予約権	330	2,332
純資産合計	908,095	1,316,586
負債純資産合計	1,457,822	2,395,273

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,273,285	2,348,687
売上原価	279,822	474,067
売上総利益	993,462	1,874,619
販売費及び一般管理費	917,169	1,381,776
営業利益	76,293	492,843
営業外収益		
受取利息	9	11
投資有価証券売却益	6,017	-
投資事業組合運用益	-	3,031
その他	477	1,535
営業外収益合計	6,504	4,578
営業外費用		
支払利息	691	626
投資事業組合運用損	2,662	-
その他	9	99
営業外費用合計	3,362	726
経常利益	79,435	496,695
特別損失		
投資有価証券評価損	22,278	-
特別損失合計	22,278	-
税引前当期純利益	57,156	496,695
法人税、住民税及び事業税	14,396	146,965
法人税等調整額	4,341	29,349
法人税等合計	18,738	117,615
当期純利益	38,417	379,079

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		7,912	2.8	7,632	1.6
経費		271,909	97.2	466,434	98.4
合計		279,822	100.0	474,067	100.0

() 主な内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
支払手数料 (千円)	260,307	450,339
外注費 (千円)	11,602	16,095

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差 額金			評価・ 換算差額 等合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計						
当期首残高	178,192	178,192	178,192	448,362	448,362	-	804,747	-	-	664	805,411
当期変動額											
当期純利益				38,417	38,417		38,417				38,417
新株の発行 （新株予約権の行使）	32,300	32,300	32,300				64,600				64,600
自己株式の取得							-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-	333	333
当期変動額合計	32,300	32,300	32,300	38,417	38,417	-	103,018	-	-	333	102,684
当期末残高	210,492	210,492	210,492	486,780	486,780	-	907,765	-	-	330	908,095

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差 額金			評価・ 換算差額 等合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計						
当期首残高	210,492	210,492	210,492	486,780	486,780	-	907,765	-	-	330	908,095
当期変動額											
当期純利益				379,079	379,079		379,079				379,079
新株の発行 （新株予約権の行使）	13,838	13,838	13,838				27,677				27,677
自己株式の取得						286	286				286
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								18	18	2,002	2,020
当期変動額合計	13,838	13,838	13,838	379,079	379,079	286	406,470	18	18	2,002	408,490
当期末残高	224,331	224,331	224,331	865,859	865,859	286	1,314,235	18	18	2,332	1,316,586

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 定額法

工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業

タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業においては、主に求人企業に対して候補者を紹介する人材紹介サービスを提供しており、候補者が当該企業に入社した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約において、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、顧客から收受した対価の一定割合を返金することとしており、顧客と約束した対価には変動対価が含まれます。顧客への返金が見込まれる額については、過去一定期間における返金実績率等に基づく期待値法により見積もっており、当該返金見込額は収益を認識せず、返金負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来、流動負債に計上していた「紹介収入返金引当金」については、返金負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

当社は、当事業年度より連結財務諸表を作成することになったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症について、当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微との仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、将来において当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72.5%、当事業年度69.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.5%、当事業年度30.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	83,850千円	90,360千円
給料及び手当	420,399	591,546
法定福利費	83,595	112,856
賞与引当金繰入額	46,306	58,338
地代家賃	58,693	114,542
減価償却費	7,330	32,845

(有価証券関係)

その他の関係会社有価証券

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
その他の関係会社有価証券	-	200,100

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	14,178千円	17,863千円
紹介収入返金引当金	1,998	-
未払事業税	1,612	11,075
未払金	1,812	8,377
未払費用	2,597	4,083
一括償却資産	1,035	2,891
投資有価証券評価損	6,821	6,821
その他	3,784	9,494
繰延税金資産小計	33,840	60,607
評価性引当額	9,497	6,915
繰延税金資産合計	24,342	53,692
繰延税金負債		
- その他有価証券評価差額金	-	7
繰延税金負債合計	-	7
繰延税金資産の純額	24,342	53,684

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	1.4	0.4
住民税均等割	0.9	0.1
評価性引当額の増減	13.1	0.5
税額控除	11.9	7.0
その他	1.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	23.7

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	27,173	114,112	-	27,161	114,124	997	115,122
	工具、器具及 び備品	7,633	17,653	-	3,454	21,831	8,996	30,827
	計	34,806	131,765	-	30,615	135,956	9,993	145,950
無形 固定資産	ソフトウェア	4,931	-	-	2,175	2,756	-	
	その他	177	-	-	54	122		
	計	5,108	-	-	2,229	2,879		

(注) 有形固定資産の当期増加額は本社移転に伴う設備工事及び什器備品であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	46,306	58,338	46,306	58,338

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://forstartups.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月18日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月18日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月5日関東財務局長に提出

第6期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月8日関東財務局長に提出

第6期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年11月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書(その他の者に対する割当)及びその添付書類

2022年2月7日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

フォースタートアップス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井形 敦昌
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

運営会社向け支払手数料の過少計上の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、タレントエージェンシー事業として人材紹介ビジネスを展開しており、人材の発掘に関しては、会社グループが独自に構築している人材データベースのほか、他社が運営する人材データベースも複数活用している。会社グループは、紹介した求職者が紹介先に入社した場合、当該求職者を発掘したデータベース運営会社（以下「運営会社」。）に対して必要な報告を行った上で手数料を支払い、当該支払額を売上原価として計上している。</p> <p>2022年10月下旬に、かかる手数料の支払について、本来運営会社に支払うべき手数料の支払漏れが生じているのではないかと指摘を一部の運営会社より受け、運営会社との協議及び社内調査を実施した結果、手数料の支払漏れ及びそれに伴う売上原価の計上漏れが判明している。</p> <p>会社グループは、手数料の支払漏れに伴う累積金額が当連結会計年度の訂正前の連結貸借対照表の純資産に与える影響及び訂正前の連結損益計算書の各段階損益に与える影響に量的重要性があると判断し、2023年2月14日に、当連結会計年度の有価証券報告書等に記載の連結財務諸表のうち、上記の手数料の支払い漏れに関連した事項について訂正を行った。</p> <p>上記のとおり、当連結会計年度の有価証券報告書等に訂正が行われたことから、当連結会計年度の訂正後の連結財務諸表の監査において、当該誤謬に係る事実関係の把握及び誤謬金額の妥当性について、監査上、慎重な検討が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、運営会社向け支払手数料の過少計上について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが、判明した誤謬に係る事実関係を網羅的に把握し、適切に当連結会計年度の連結財務諸表を訂正していることを確かめるため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 誤謬に係る事実関係の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正による誤謬金額の発生原因となった運営会社の約款条項を把握し、手数料の支払い漏れが事実として生じていることを確認した。 ・経営者に対する質問及び関連資料の閲覧により、手数料支払い漏れの金額が網羅的に把握されていることを確認するために、会社グループが実施した調査プロセスを把握し、調査対象、期間、範囲等が適切であることを検討した。 ・経営者に対して各運営会社との協議内容及び結果について質問を実施した。 ・運営会社以外の重要契約書等を閲覧し、手数料の支払い漏れ以外に複雑な支払条件等を規定した重要な類似取引が存在しないことを確認した。 <p>(2) 誤謬金額の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社グループが集計した誤謬金額について、社内資料を閲覧するとともに、必要件数について根拠資料と突合し、誤謬金額の正確性及び期間帰属の適切性を検討した。

人材紹介サービスの売上高の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業及びベンチャーキャピタル事業を展開しており、対処すべき課題として既存事業の拡大を掲げている中で売上高の拡大を重視しており、重要な経営指標としている。</p> <p>タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業にかかる売上高は主に人材紹介サービスで構成されており、人材紹介サービスの売上高は2,156,780千円と、連結売上高合計の91.8%を占めている。人材紹介サービス売上高は紹介した候補者がスタートアップ企業等に入社した事実を確認した上で当該候補者の入社日を基準に収益認識される。また、顧客との契約において、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、顧客から收受した対価の一定割合を返金することとしており、翌連結会計年度に返金が見込まれる額は収益認識していない。</p> <p>紹介案件について入社確認が有効に機能しない場合、売上高が適切な会計期間に計上されない可能性がある。</p> <p>当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において、売上高が重要な経営指標であり、人材紹介サービス売上高に係る期間帰属の適切性の検討が、特に重要な事項であると判断したため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 ・人材紹介サービスの提供に伴う売上高に関連する内部統制を理解し、当該内部統制の有効性を評価した。</p> <p>(2)人材紹介サービス売上高に係る期間帰属の適切性の検討 ・期末日直前及び直後に計上された売上案件について、サンプルベースで紹介先企業への入社確認に係る根拠証憑との突合を実施した。 ・紹介案件に係る売掛金についてサンプルベースで確認手続を実施した。 ・翌連結会計年度の返金取引について、取引の内容や返金理由等を確認めるとともに、根拠証憑を確認することにより、当連結会計年度に認識した売上高の期間帰属の適切性を検討した。</p>

営業投資有価証券の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、スタートアップ企業への投資事業を行っており、当連結会計年度の連結貸借対照表において、営業投資有価証券を154,685千円計上しており、連結総資産の6.0%を占めている。</p> <p>連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、市場価格のない営業投資有価証券は、投資先の超過収益力を反映して、1株当たりの純資産価額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得しており、その評価にあたっては、投資先における財政状態の悪化や超過収益力の毀損等により、超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比べて著しく低下したときに、減損処理を実施することとしている。</p> <p>会社グループは、投資先の超過収益力の毀損の有無を判断するにあたって、投資先企業の投資時における事業計画の当連結会計年度での達成状況、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案しているが、これらは経営者による主観的な判断が含まれる。</p> <p>以上より、当監査法人は営業投資有価証券の評価の検討が特に重要な事項と判断したため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 ・営業投資有価証券の評価に関連する内部統制を理解し、当該内部統制の有効性を評価した。</p> <p>(2)超過収益力毀損の有無に関する経営者判断の妥当性検討 ・経営者に対して、投資先企業の投資における当連結会計年度での事業計画の達成状況の評価、将来の成長性や業績の見通しに関する見解について、質問した。 ・投資時における事業計画と実績を比較し、事業計画の進捗状況を検討した。 ・経営者の実施した評価結果資料の閲覧及び類似企業が公表する外部情報との整合性を確認した。</p>

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は訂正前の連結財務諸表に対して2022年6月17日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

フォースタートアップス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井形 敦昌
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

運営会社向け支払手数料の過少計上の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（運営会社向け支払手数料の過少計上の検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

人材紹介サービスの売上高の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（人材紹介サービスの売上高の検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は訂正前の財務諸表に対して2022年6月17日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。